

司法試験

矢島の刑法・刑事訴訟法の答案分析会

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 193267

LU19326

2019年度司法試験

矢島の刑法・刑事訴訟法の答案分析会

矢島ゼミ出身の昨年度の司法試験合格者が作成した今年度の司法試験の論文式試験・刑事系科目の解答例を題材にして、本試験で高評価を得られる答案を作成するための思考方法を解説していきます。

なお、私自身が作成する解答例は「矢島の最新過去問&ヤマ当て講座」の教材として提供することになっています。

令和元年5月25日

LEC専任講師 矢島純一

このレジュメの構成

- 1 刑法
 - ・問題文
 - ・矢島ゼミ出身者の刑法の解答例
- 2 刑事訴訟法
 - ・問題文
 - ・矢島ゼミ出身者の刑法の解答例
- 3 矢島の講座一覧

論文式試験問題集 [刑事系科目第1問]

【刑事系科目】

【第1問】（配点：100）

以下の【事例1】から【事例3】までを読んで、後記【設問1】から【設問3】までについて、答えなさい。

【事例1】

甲（男性，25歳）は，他人名義の預金口座のキャッシュカードを入手した上，その口座内の預金を無断で引き出して現金を得ようと考え，某日，金融庁職員に成りすまして，見ず知らずのA（女性，80歳）方に電話をかけ，応じたAに対し，「あなたの預金口座が不正引き出しの被害に遭っています。うちの職員がお宅に行くのでキャッシュカードを確認させてください。」と告げ，Aの住所及びA名義の預金口座の開設先を聞き出した。

同日，甲は，キャッシュカードと同じ形状のプラスチックカードを入れた封筒（以下「ダミー封筒」という。）と，それと同種の空の封筒をあらかじめ用意してA方を訪問し，その玄関先で，Aに対し，「キャッシュカードを証拠品として保管しておいてもらう必要があります。後日，お預かりする可能性があるため，念のため，暗証番号を書いたメモも同封してください。」と言った。Aは，それを信用し，B銀行に開設されたA名義の普通預金口座のキャッシュカード及び同口座の暗証番号を記載したメモ紙（以下「本件キャッシュカード等」という。）を甲に手渡し，甲は，本件キャッシュカード等をAが見ている前で空の封筒内に入れた。その際，甲は，Aに対し，「この封筒に封印をするために印鑑を持ってきてください。」と申し向け，Aが玄関近くの居間に印鑑を取りに行っている隙に，本件キャッシュカード等が入った封筒とダミー封筒をすり替え，本件キャッシュカード等が入った封筒を自らが持参したショルダーバッグ内に隠し入れた。Aが印鑑を持って玄関先に戻って来ると，甲は，ダミー封筒をAに示し，その口を閉じて封印をさせた上でAに手渡し，「後日，こちらから連絡があるまで絶対に開封せずに保管しておいてください。」と言い残して，本件キャッシュカード等が入った封筒をそのままA方から持ち去った。

その数時間後，甲の一連の行動を不審に感じたAが前記事情を警察に相談したことから，甲の犯行が発覚し，警察から要請を受けたB銀行は，同日中に前記口座を凍結（取引停止措置）することに応じた。

翌日，甲は，自宅近くのコンビニエンスストアに行き，同店内に設置されていた現金自動預払機（以下「ATM」という。）に前記キャッシュカードを挿入して現金を引き出そうとしたが，既に前記口座が凍結されていたため，引き出しができなかった。

【設問1】 【事例1】における甲のAに対する罪責について，論じなさい（住居侵入罪及び特別法違反の点は除く。）。

【事例2】（【事例1】の事実が続けて，以下の事実があったものとする。）

甲は，現金の引き出しができなかったため，ATMの前で携帯電話を使ってA方に電話をかけてAと会話していた。同店内において，そのやり取りを聞いていた店員C（男性，20歳）は，不審に思い，電話を切ってそそくさと立ち去ろうとする甲に対し，甲が肩から掛けていたショルダーバッグを手でつかんで声をかけた。甲は，不正に現金を引き出そうとしたことで警察に突き出されるのではないかと思い，Cによる逮捕を免れるため，Cに対し，「引っ込んでろ。その手を離せ。」と言ったが，Cは，甲のショルダーバッグをつかんだまま，甲が店外に出られないように引き止めていた。

その頃，同店に買物に来た乙（男性，25歳）は，一緒に万引きをしたことのあった友人甲が店員のCともめている様子を見て，甲が同店の商品をショルダーバッグ内に盗み入れてCからとがめ

られているのだらうと思ひ、甲に対し、「またやつたのか。」と尋ねた。甲は、自分が万引きをしたと乙が勘違いしていることに気付きつつ、自分がこの場から逃げるために乙がCの反抗を抑圧してくれることを期待して、乙に対し、うなずき返して、「こいつをなんとかしてくれ。」と言った。乙は、甲がショルダーバッグ内の商品を取り返されないようにしてやるため、Cに向かってナイフ（刃体の長さ約10センチメートル）を示しながら、「離せ。ぶつ殺すぞ。」と言ひ、それによつてCが甲のショルダーバッグから手を離して後ずさりした隙に、甲と乙は、同店から立ち去つた。

【設問2】 【事例1】において甲が現金を引き出そうとした行為に窃盗未遂罪が成立することを前提として、【事例2】における乙の罪責について、論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

なお、論述に際しては、以下の①及び②の双方に言及し、自らの見解（①及び②で記載した立場に限られない）を根拠とともに示すこと。

- ① 乙に事後強盗の罪の共同正犯が成立するとの立場からは、どのような説明が考えられるか。
- ② 乙に脅迫罪の限度で共同正犯が成立するとの立場からは、どのような説明が考えられるか。

【事例3】（【事例1】の事実に続けて、【事例2】の事実ではなく、以下の事実があったものとする。）

甲は、現金の引き出しができなかつたため、同店の売上金を奪おうと考え、同店内において、レジカウンター内に一人でいた同店経営者D（男性、50歳）に対し、レジカウンターを挟んで向かい合った状態で、ナイフ（刃体の長さ約10センチメートル）をちらつかせながら、「金を出せ。」と言つて、レジ内の現金を出すよう要求した。それに対し、Dが「それはできない。」と言つて甲の要求に応じずにいたところ、甲は、「本当に刺すぞ。」と怒鳴り、レジカウンターに身を乗り出してナイフの刃先をDの胸元に突き出したが、それでも、Dは甲の要求に応じる素振りさえ見せなかつた。

同店に客として来ておりそのやり取りを目撃していた丙（女性、30歳）は、Dを助けるため、間近に陳列されていたボトルワインを手に取り、甲に向かって力一杯投げ付けた。ところが、狙いが外れ、ボトルワインがDの頭部に直撃し、Dは、加療約3週間を要する頭部裂傷の傷害を負つた。なお、ボトルワインを投げ付ける行為は、丙が採り得る唯一の手段であつた。

【設問3】 【事例3】において、丙がDの傷害結果に関する刑事責任を負わないとするには、どのような理論上の説明が考えられるか、各々の説明の難点はどこかについて、論じなさい。

1	〔設問1〕
2	1 甲が、Aから受け取った本件キャッシュカード等を入れた封筒を、自らの
3	ショルダーバッグ内に隠し入れた行為について、まず詐欺罪（246条1項）
4	が成立するか検討する。
5	(1) 1項詐欺罪は、人を欺く行為により相手方を錯誤に陥らせ、その錯誤に
6	基づく交付行為によって財物の占有を移転させることで成立する。
7	(2) まず、欺く行為は、財物の交付をさせるために、財物交付の基礎となる
8	重要な事実を偽る行為をいう。
9	本件において、甲は、本件キャッシュカード等を交付させるために、A
10	に対して、金融庁職員に成りすまし、「預金口座が不正引き出しの被害に
11	遭って」おり、本件キャッシュカード等を「証拠品として保管しておいて
12	もらう必要」があると嘘をついている。実際は、不正引き出しの被害はな
13	く、金融庁職員でない甲が、Aのキャッシュカード等を入手する目的で交
14	付を求めているという真実をAが知れば、Aが甲に本件キャッシュカード
15	等を渡すことはなかったといえることから、甲の行為は、財物の交付をさ
16	せるために、財物交付の基礎となる重要な事実を偽る行為だといえる。
17	したがって、欺く行為は認められる。
18	(3) 次に、Aは甲の嘘を信じて本件キャッシュカード等を甲に手渡している
19	ため、錯誤に基づく外形的な交付行為があったといえる。
20	(4) さらに、交付行為というためには、主観的要件として、欺かれた者の交
21	付意思も必要である。交付意思の内容としては、財物を交付する認識が必
22	要であることから、占有移転の認識まで必要であり、占有の弛緩の認識で
23	は足りないと解する。

1 本件において、Aは、甲に対して本件キャッシュカード等を手渡した時
2 点では、空封筒に入れて封をする間だけ、自己の占有を緩めて甲に所持さ
3 せるという意味しかなく、甲に本件キャッシュカード等の占有を移転させ
4 る意思はなかった。したがって、Aには本件キャッシュカード等の交付意
5 思が認められず、詐欺罪は成立しない。

6 2 そこで、次に、甲が、本件キャッシュカード等の入った封筒を自己のショ
7 ルダーバッグ内に隠し入れた行為に、窃盗罪（235条）が成立するか検討す
8 る。窃盗罪は、他人の財物を、窃取することで成立する。

9 他人の財物である本件キャッシュカード等入り封筒は、A宅内にあり、A
10 の占有意思も認められるため、Aの占有下にあったといえる。かかる財物を、
11 Aが居間に行っている際に自己のショルダーバッグに入れ、外観上財物を見
12 えなくしていることから、このとき財物の占有は甲に移ったといえ、「窃取」
13 したと認められる。

14 故意や不法領得の意思も問題なく認められるため、甲は窃盗罪の罪責を負
15 う。

16 [設問2]

17 1 甲と乙の共同正犯（60条）の成否

18 (1) 事後強盗罪（238条）における「窃盗」には窃盗未遂も含むところ、
19 甲は「窃盗」といえる。その甲が、窃盗を行った直後に逮捕を免れるため
20 Cともめていたところ、乙がCに向かって刃体の長さ約10センチメート
21 ルのナイフを示しながら「離せ。ぶっ殺すぞ。」と言っている。

22 事後強盗罪の処罰根拠は、強盗罪と規範的に同視しうる点に求められる
23 ことから、「脅迫」は相手方の反抗を抑圧するに足るものでなければなら

1 ない。相手が複数であるだけでなく殺傷能力を有する武器を示して「ぶっ
2 殺すぞ。」と申し向けてくれば、通常の人には反抗を抑圧されるといえるた
3 め、かかる脅迫行為は事後強盗の脅迫といえることができる。

4 もっとも、全体として事後強盗と評価しうる行為の全てを各々が行って
5 いるわけではないため、共同正犯の成否が問題となる。

6 (2) 共同正犯が一部実行全部責任を負う根拠は、各人が「犯罪を共同して」、
7 法益侵害結果に因果を及ぼしたといえることにある。そこで、共同正犯の
8 成立要件は、(i)2人以上の者による特定の犯罪の共謀と、(ii)その共謀に
9 基づく実行であると解する。

10 また、(i)共謀は、犯罪を共同遂行する故意と正犯意思に基づく相互の
11 意思連絡からなるところ、異なる罪名の故意を有していても、構成要件的
12 に重なり合いが認められる範囲で、結果に対して因果性を及ぼせるため、
13 構成要件的重なり合いが認められる限度で、犯罪を共同遂行する故意が認
14 められると解する。

15 (3) 本件では、「窃盗」である甲が「Cによる逮捕を免れるため」Cの反抗
16 を抑圧しようと考えている一方、乙は甲が「商品を取り返されないように
17 してやるため」Cを脅迫している。もっとも、甲の認識も乙の認識も事後
18 強盗罪の一部を実行するという点で一致しており、構成要件的重なり合
19 いが認められる。そこで、甲にも乙にも事後強盗罪を共同遂行する故意が
20 あるといえる。

21 また、乙が「またやったのか。」と尋ねたのに対して、甲は乙にCの反抗
22 を抑圧してくれることを期待して「こいつをなんとかしてくれ。」と言
23 い、乙がそれに応じて脅迫行為をしていることから、正犯意思に基づく相互の

1 意思連絡もあったといえ、甲乙には(i)事後強盗罪の共謀が認められる。

2 (4) さらに、共謀に基づき、乙が脅迫行為をしているため、(ii)共謀に基づ
3 く実行も認められることから、甲乙は共同正犯といえる。

4 2 共同正犯の成立範囲

5 (1) まず、①乙に事後強盗の罪の共同正犯が成立するとの立場からの説明を
6 する。

7 事後強盗罪の条文は、「窃盗が」と規定されていることから、本罪を身分
8 犯と解する見解がある。そして、窃盗犯人という身分を取得してはじめて
9 事後強盗罪の行為主体となりうることに鑑みれば、本罪は、真正身分犯と
10 みることができる。

11 身分犯の共犯について規定する65条1項と2項の関係は、基準が明確
12 であり、文言を忠実に解釈するものであることから、65条1項は、真正
13 身分犯の共犯についての成立と科刑を規定するもので、同2項は不真正身
14 分犯の共犯の成立と科刑を規定するものと解する。

15 すると、事後強盗罪は真正身分犯なので、65条1項により、乙に事後
16 強盗の罪の共同正犯が成立する。

17 (2) 次に、②乙に脅迫罪の共同正犯が成立するとの立場からの説明をする。

18 事後強盗罪を前述のように身分犯と解したとしても、窃盗犯人でない者
19 や238条の目的を持たない窃盗犯人が暴行・脅迫を加えた場合には、暴
20 行罪・脅迫罪の法定刑に処せられるのに対し、窃盗犯人が238条の目的
21 を持って同じ暴行・脅迫を行った場合にはより重い強盗罪の法定刑に処せ
22 られることを考えると、事後強盗罪は不真正身分犯とみることができる。

23 そして、不真正身分犯の共犯の成立と科刑を規定する65条2項により、

1 乙には「通常の刑」である脅迫罪の共同正犯が成立する。

2 (3) ここで、自らの見解を示す。

3 ア 私は、暴行脅迫しか共同していない者に対して事後強盗罪の共同正犯
4 を認める実質的な理由を、身分犯だからという点にしか求められないの
5 は妥当でないと考えるため、①②で論じた身分犯を前提にした議論に与
6 することはできない。そもそも、事後強盗罪が「強盗罪として論ずる」
7 とされる根拠は、窃盗後の財物奪還阻止または逮捕免脱のための暴行・
8 脅迫が、財物奪取のための暴行・脅迫と規範的に同視できることから、
9 違法性に差がないと考えられる点にある。このような処罰根拠からする
10 と、「窃盗」行為と所定の目的のある暴行脅迫行為の両方を具備すること
11 によって、はじめて強盗罪と規範的に同視しうる事後強盗罪の正犯たり
12 うる結合犯であり、窃盗行為に関与しない者は事後強盗の正犯と評価す
13 ることはできない。そこで、事後強盗のうち、暴行・脅迫だけ共同した
14 者に、窃盗行為を含む事後強盗罪の共同正犯の罪責を負わせられるかに
15 ついては、身分犯の議論ではなく、承継的共同正犯として事後強盗罪の
16 共同正犯が成立するか検討すべきと解する。

17 イ 共同正犯の一部実行全部責任の根拠は、共同正犯者各人が相互に意思
18 連絡をして結果に対して因果性を及ぼしたところに求められる。そのた
19 め、途中から加担した後行者は、先行者の行為によりもたされた自己の
20 行為と因果性がない結果についてまで責任を負うことはない。もっとも、
21 加担した時点で、先行者の行為の効果の後行者が利用し、結果を先行者
22 と共同惹起した場合には、当該結果について因果性を及ぼしたものとい
23 えるため、後行者も承継的共同正犯として共同正犯の罪責を負うと解す

1
る。

2 本件においては、先行者の窃盗行為の効果を後行者が利用して脅迫行
3 為を行っているわけではなく、事後強盗という結果を先行者と共同惹起
4 したということとはできない。したがって、乙に承継的共同正犯として事
5 後強盗罪の共同正犯が成立することはなく、自らが加担した脅迫罪の共
6 同正犯の罪責を負う。

7
〔設問3〕

8
1 丙が、甲による強盗という不正な侵害行為からDを防衛しようとして、甲
9 に向かってワインボトルを投げつけたところ、予期せずDに当たりDが傷害
10 を負ったという本件において、丙が刑事責任を負わないとする理論上の説明
11 には、以下の4通りのものが考えられる。

12
2(1) まず1つめは、構成要件レベルで、方法の錯誤の検討の際に、具体的法
13 定符合説を採る説明である。

14 具体的法定符合説は、行為者が認識していない客体に発生した結果につ
15 いて故意責任を課すのは責任主義に反するため、構成要件は具体的に想定
16 される「その人」の法益を侵害するなという規範を与えていると理解し、
17 行為者が認識した事実と発生した事実とが具体的に一致しない限り故意
18 を阻却するという見解である。この見解に立つと、方法の錯誤の事例では
19 「その人の法益を侵害する」という点で主観と客観が一致していないので、
20 発生した結果につき故意が阻却される。

21 丙は、甲に対する暴行の故意で、Dに傷害を負わせているため、攻撃手
22 段に食い違いが生じ別の客体に結果が発生しているといえ、方法の錯誤が
23 ある。したがって、「その人の法益を侵害する」という点で、甲の主観と

1 現実の客観は一致していないので、構成要件の故意が否定される。

2 さらに、本件では、ボトルワインを投げ付ける行為が丙の採り得る唯一
3 の手段であったことから、注意義務違反が認められず、過失責任を負うこ
4 ともない。

5 以上より、丙は刑事責任を負わない。

6 (2) この説明には、客体の錯誤と方法の錯誤の区別が必ずしも明らかではな
7 い場合があり故意の有無が不明確になるという難点がある。

8 3(1) 2つめは、正当防衛が成立するため、違法性が阻却されるとする説明で
9 ある。

10 この見解は、前述の錯誤論で抽象的法定符合説を採り、故意を阻却せず
11 に、丙の行為が傷害罪の構成要件に該当すると考えることを前提とする。

12 丙が、甲による強盗という急迫不正の侵害に対して、Dの生命身体とい
13 う権利を防衛するために、甲にワインボトルを投げ付けるという唯一採り
14 得る反撃行為をしていることから、やむを得ずにした行為といえることは
15 明らかであり、丙の甲に対する行為には正当防衛が成立する。

16 Dの傷害結果も、「不正」な侵害行為をした甲に対する防衛行為から発生
17 したので、Dとの関係でも正当防衛が成立すると考えられるため、違法性
18 が阻却される。また、緊急事態なので結果回避可能性がなく、過失犯も成
19 立しないので、甲は不可罰である。

20 (2) この説明には、Dは「不正」の侵害をしたものではないので、正当防衛
21 は成立しないはずだという難点がある。

22 4(1) 3つめは、緊急避難が成立するため、違法性が阻却されるとする説明で
23 ある。

1 この見解も、丙の行為が傷害罪の構成要件に該当することを前提とする。

2 Dは不正の侵害行為をしていないので、「正」対「正」の関係にあること

3 から、丙は、第三者Dに法益侵害の危険を転嫁したことによって、Dに生

4 じている「現在の危難」を回避したと見え、緊急避難として違法性が阻却

5 されると説明する。また、緊急事態なので結果回避可能性がなく、過失犯

6 も成立しないので、甲は不可罰である。

7 (2) この説明には、緊急避難は、「正」である第三者の法益を侵害しなけれ

8 ば、自己又は他人の危難を防ぐことができないという二者択一の関係があ

9 ることが必要なところ、Dの法益を侵害しなければDの法益を守れないと

10 いう関係にないので、緊急避難とはいえないとの難点がある。

11 5(1) 4つめは、誤想防衛の一種ととらえる説明である。

12 この見解は、丙の行為には構成要件該当性が認められ、正当防衛も緊急

13 避難も成立し得ないものの、丙は、主観的には正当防衛の認識で反撃行為

14 に及んでおり、自己の行為が許されると誤信しているため、規範の問題に

15 直面していないことから故意非難を課しえず、誤想防衛の一種として故意

16 責任が阻却されると説明するものである。また、緊急事態なので結果回避

17 可能性がなく、過失犯も成立しないので、甲は不可罰である。

18 (2) これに対する難点としては、Dから急迫不正の侵害を受けているとの誤

19 想はなく、Dに対する侵害が正当防衛を構成するという誤想もないので、

20 誤想防衛として処理するのは無理があるという難点がある。

21 以上

論文式試験問題集 [刑事系科目第2問]

【刑事系科目】

【第2問】（配点：100）

次の【事例】を読んで、後記【設問1】及び【設問2】に答えなさい。

【事例】

- 平成31年2月1日、G市内の路上において、徒歩で通行中のV（70歳、女性）が、原動機付自転車に乗った犯人からバッグを引っ張られて路上に転倒し、バッグを奪われた上、同月2日、被害時に頭部を路上に強打した際に生じた脳挫傷により死亡する強盗致死事件が発生した（以下「本件強盗致死事件」という。）。Vは、被害直後、臨場した警察官に対し、「バッグに50万円を入れていた。犯人は、ナンバーが『G市（ひらがなは不明）1234』で黒色の原動機付自転車に乗っていた。」旨供述した。
- 司法警察員P及びQが本件強盗致死事件について捜査した結果、上記ナンバーに合致する黒色の原動機付自転車は、甲（23歳、男性）名義のもののほか2台あることが判明した。そこで、Pらが甲について捜査したところ、甲は、アパートで単身生活していること、平成30年12月末にX社を退職した後は無職であったこと、平成31年2月1日における甲名義の銀行口座の残高は1万円であったものの、同月2日に甲が同口座に現金30万円を入金したことが判明したが、甲方アパート駐輪場には甲名義の原動機付自転車は見当たらなかった。

Pは、本件強盗致死事件で甲を逮捕するには証拠が不十分であるため、何か別の犯罪の嫌疑がないかと考え、X社社長から聴取したところ、同社長から、「甲は、売掛金の集金及び経理業務を担当していたが、平成30年11月20日に顧客Aから集金した3万円を着服したことが発覚して同年末に退職した。」旨の供述が得られた。そこで、Pは、同社長に対し、甲による現金3万円の業務上横領の被害届を出すよう求めたが、同社長は、被害額が少額であることや世間体を気にして、被害届の提出を渋ったため、Pは、繰り返し説得を続け、同社長から被害届の提出を受けた（以下「本件業務上横領事件」という。）。
- その後、Pらは、本件業務上横領事件の捜査を行い、上記内容のX社社長の供述調書のほか、「平成30年11月20日、自宅に集金に来た甲に3万円を渡した。領収書は捨ててしまった。」旨のAの供述調書や、Aから集金した3万円がX社に入金されたことを裏付ける帳簿類は見当たらなかった旨の捜査報告書等を疎明資料として、甲に対する逮捕状の発付を受け、①平成31年2月28日、甲を本件業務上横領の被疑事実で通常逮捕した。同年3月1日、検察官Rは、同事実で甲の勾留を請求し、同日、甲は、同事実で勾留された。甲は、PやRによる弁解録取手続や裁判官による勾留質問において、「平成30年11月20日にAから集金したかどうかは覚えていない。」旨供述した。なお、甲の送致に先立ち、Rは、Pから、甲に本件強盗致死事件の嫌疑がある旨を聞き、同事件での逮捕も視野に入れて、両事件の捜査を並行して行うこととした。

平成31年3月2日以降の捜査経過は、以下のとおりである（なお、その概要は、**資料1**記載のとおり。）。
- Pは、同月2日、3日及び5日、本件業務上横領事件について甲を取り調べたが、甲は、前同様の供述を繰り返した。また、同月4日から6日にかけて、Pは、甲に対し、任意の取調べとして行う旨を説明した上で本件強盗致死事件について取り調べたが、甲は、「やっていない。平成31年2月1日に何をしていたか覚えていない。」旨の供述に終始した。

また、Qは、同年3月2日から6日にかけて、本件業務上横領事件及び本件強盗致死事件に関する捜査として、甲の周辺者から聞き込みを行うとともに、逮捕時に押収した甲のスマートフォンに保存されたメール等を精査した結果、甲は、平成30年秋頃、Yから借金の返済を迫られていたこと、同年11月23日にYと待ち合わせる約束をしていたことが判明した。そこで、Qは、本件業務上横領事件の犯行日の特定や被害金額の裏付けとしてYの取調べが必要と考え、Yに連絡したが、Yの出張等の都合により、平成31年3月16日にYを取り調べることとなった。

同月7日、Rが本件業務上横領事件について甲を取り調べたところ、甲は、「事件当日は、終日、パチンコ店のH店かI店にいたような気もする。」旨供述したことから、Rは、Pらに対し、同店での裏付け捜査を指示した。

そこで、Qは、同月8日から10日にかけて、H店及びI店において裏付け捜査したところ、H店では、防犯カメラ画像で犯行日に甲が来店していないことが確認できたが、I店では、防犯カメラが同月14日まで修理中だったため、修理後にその画像を確認することとなった。

他方、Pは、同月8日から10日にかけて、連日、本件強盗致死事件について甲を取り調べたが、甲は前同様の供述を繰り返して否認し続けた。

Rは、更に本件業務上横領事件の捜査が必要と判断し、同月10日、甲の勾留期間の延長を請求し、勾留期間は、同月20日まで延長された。

- 5 同月11日及び12日、Qが、Aの供述を客観的に裏付けるため、甲がX社の業務で使用していた甲所有のパソコンのデータを精査したところ、金額の記載はないものの、A宛ての平成30年11月20日付け領収書のデータが発見された。そこで、Pは、平成31年3月13日、取調べにおいて同データについて追及したが、甲は、「日付はとりあえず記入しただけで、その日にA方に行ったかは分からない。」旨供述した。

また、同月14日、Qが、I店の防犯カメラ画像を確認したところ、犯行日に甲が来店していないことが判明した。そこで、Pは、同月15日、取調べにおいてH店等での裏付け捜査を踏まえて追及したところ、甲は、「平成30年11月20日にAから集金したが、金額はよく覚えていない。」旨供述した。

平成31年3月16日、QがYを取り調べたところ、Yが、「甲に10万円を貸していたが、平成30年11月23日に3万円の返済を受けた。その後、甲は、金がないと言っていたのに、平成31年2月初め頃だったと思うが、『臨時収入があったから金を返す。』と電話をかけてきて、甲から7万円の返済を受けた。」旨供述したため、Qは、その旨の供述調書を作成した。

その後、RがYに確認したところ、返済日及び金額を記載した手帳があることが判明した。そこで、Rは、同年3月19日、Yの持参した手帳を確認しながらYを取り調べ、Yが、甲から平成30年11月23日に3万円、平成31年2月6日に7万円の返済を受けた旨の供述調書を作成した。Yの上記取調べに引き続き、Rが本件業務上横領事件について甲を取り調べたところ、甲が、「平成30年11月20日にAから3万円を集金し、これを自分のものとした。その3万円はYへの借金返済に充てた。」旨供述したため、Rは、その旨の供述調書を作成した。

- 6 一方、Qは、平成31年3月15日、甲の家賃の支払状況等についてアパートの大家を取り調べ、平成30年12月以降家賃を滞納していた甲が、平成31年2月2日に2か月分の家賃として10万円を支払った旨の供述調書を作成した。

また、同年3月17日、Qが、甲の周辺者から、甲名義の原動機付自転車の所在について聞き込みをした結果、甲が、同年2月初旬に同原動機付自転車を知人に1万円で売却したことが判明した。

Pは、同年3月11日、12日、14日及び16日から18日まで、本件強盗致死事件について甲を取り調べた。Pは、X社を退職した後の生活費等の入手先や、同年2月1日の行動について追及したが、甲は、「どの店かは忘れたが、パチンコで勝った金で生活していた。」「2月1日は何をしていたか覚えていない。」旨の供述を繰り返し、同年3月17日まで否認し続けた。しかし、同月18日、甲は、Pから、家賃の支払状況や銀行口座への30万円の入金について追及されたのを契機に、本件強盗致死事件に及んだ旨自白したため、Pは、その旨の供述調書を作成した。

- 7 Rは、同月20日、甲を本件業務上横領の事実でG地方裁判所に公判請求した（公訴事実は**資料2**記載の公訴事実1のとおり。）。

- 8 その後、甲は、本件強盗致死の被疑事実で逮捕、勾留され、Rは、同年4月16日、甲を本件強盗致死の事実でG地方裁判所に公判請求した。同裁判所は、本件強盗致死事件と本件業務上横領事件を併合して審理することとし、公判前整理手続に付した。公判前整理手続の結果、各公訴事実に

争いはなく、量刑のみが争点とされたほか、本件業務上横領事件も裁判員裁判で審理されることを考慮し、X社社長及びAの証人尋問を実施することが決定された。なお、公判前整理手続において、弁護人から、甲の集金権限に関する主張はなかった。

しかし、公判期日において、同社長は、「これまで警察官及び検察官に話していなかったが、よく思い出してみると、甲が無断欠勤するようになったので集金等の業務を任せられないと考え、別の部署に異動させたので、平成30年11月20日当時、甲には集金権限がなかった。急な異動のため、甲が担当していたAなどのお客様への連絡が遅くなってしまった。」旨証言した。また、Aは、「平成30年11月20日に集金に来たのは甲である。当時、甲に集金権限がないことは知らなかった。甲は、いつものように、『集金に来ました。合計で3万円です。』と言ったので、甲がX社の集金担当者だと思い、X社への支払として3万円を甲に渡した。」旨証言した。さらに、甲は、被告人質問において、「確かに、平成30年11月20日当時集金権限はなく、それは分かっていたが、とにかく金が欲しかった。」旨供述した。

その後、検察官は、②資料2記載の公訴事実2のとおり訴因変更する旨請求した。なお、検察官及び弁護人から追加の証拠調べ請求はなかった。

【設問1】 下線部①の逮捕、勾留及びこれに引き続く平成31年3月20日までの身体拘束の適法性について、

- 1 具体的事実を摘示しつつ、論じなさい。
- 2 1とは異なる結論を導く理論構成を想定し、具体的事実を摘示しつつ、論じなさい。なお、その際、これを採用しない理由についても言及すること。

【設問2】 下線部②の訴因変更の請求について、裁判所はこれを許可すべきか。公判前整理手続を経ていることを踏まえつつ、論じなさい。

資料 1

年月日 (平成31年3月)	甲の取調べ時間		その他の捜査	
	本件業務上横領事件	本件強盗致死事件	本件業務上横領事件	本件強盗致死事件
2日	3時間		スマートフォンのデータ精査 周辺者への聞き込み	
3日	3時間			
4日		5時間		
5日	2時間	2時間		
6日		3時間		
7日	3時間			
8日		3時間	H店及びI店への 裏付け捜査	
9日		2時間		
10日		3時間		
11日		5時間	パソコンデータ精査	
12日		5時間		
13日	3時間			
14日		3時間	I店への裏付け捜査	
15日	3時間			大家の取調べ
16日		3時間	Yの取調べ	
17日		3時間		原動機付自転車に関する捜査
18日		3時間		
19日	3時間		Yの取調べ	
20日	本件業務上横領事件で公判請求			
合計時間	20時間	40時間		

資料 2

公訴事実 1

被告人は、X社に勤務し、同社の売掛金の集金業務等に従事していたものであるが、平成30年11月20日、同社の顧客であるAから売掛金の集金として受け取った現金3万円を同社のため業務上預かり保管中、同日、G市J町1番地所在のA方付近において、自己の用途に使う目的で、着服して横領したものである。

公訴事実 2

被告人は、平成30年11月20日、G市J町1番地所在のA方において、X社の顧客であるAに対し、真実は被告人に同社の売掛金を集金する権限がないのに、これがあるように装い、「集金に来ました。合計で3万円です。」などとうそを言い、Aをその旨誤信させ、よって、同日、同所において、同人から現金3万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させたものである。

1	[設問1 小問1]
2	1 Pは、甲を本件強盗致死事件で逮捕するには証拠不十分であったため、別
3	件の業務上横領の被疑事実で通常逮捕し、引き続き勾留している。このよう
4	に、本件について逮捕・勾留の要件が具備されていないとして、要件が具備
5	された別件で被疑者を逮捕・勾留して本件の取調べもする捜査手法を、別件
6	逮捕勾留という。
7	別件逮捕勾留は、身体拘束に要求された厳格な時間制限を没却するため、
8	違法となる場合があると解する。別件逮捕勾留の適法性は、まず、別件につ
9	き逮捕勾留の要件を具備していなければ逮捕勾留が違法になるのは当然であ
10	る。次に、別件につき逮捕勾留の要件を具備している場合でも、逮捕勾留の
11	期間が法定されている趣旨から、別件での逮捕勾留の期間中は別件での捜査
12	活動を主眼とするべきである。そこで、本来主眼となるべき別件での捜査が
13	終了し、別件での逮捕勾留中に本件の取調べが過度に行われた場合には、別
14	件での逮捕勾留は実体を失い、実質上本件の取調べのための身体拘束となっ
15	たものと評価できる。このような事態になった場合、その後の逮捕勾留は令
16	状によらない身体拘束として違法になると解する。別件での逮捕勾留として
17	実体を失ったか否かは、①捜査官の目的、②本件と別件との関連性、③取調
18	べの態様や被疑者の態度、④捜査全般の進行状況をみて、別件について起訴・
19	不起訴の決定をしようとする状態となったといえるかを考慮して判断する。
20	2(1) まず、別件である業務上横領の被疑事実での逮捕・勾留の要件を充足す
21	るか検討する。
22	(2) Pらは、平成31年2月28日に、甲を通常逮捕(199条1項)して
23	いる。

1	通常逮捕は、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由(199条1項)
2	と、逮捕の必要性(199条2項, 規則143条の3参照)が要件である。
3	本問において、甲には、顧客から集金した売掛金3万円を着服した疑い
4	があるところ、顧客Aが、平成30年11月20日に自宅へ集金に来た甲
5	に3万円を渡したと供述しているのに、Aから集金した3万円がX社に入
6	金されたことを裏付ける帳簿類が見当たらなかったという捜査報告書が
7	あることから、甲がX社に入金すべきであった売掛金を着服したと推認す
8	ることができるため、甲には業務上横領罪の嫌疑の相当性が認められる。
9	また、甲はアパートで单身生活をしており、身軽で逃亡のおそれがない
10	とはいえ、業務上横領を否認している甲が、顧客Aの自宅を知っており
11	元X社社員として社長と連絡を取りうることから、Aや社長に働きかけ罪
12	証隠滅をする可能性もある。そこで、逮捕の必要性も認められる。
13	以上より、逮捕の要件は充足している。
14	(3) 勾留の要件は、勾留の理由(207条1項本文, 60条)と勾留の必要
15	性(87条1項参照)であるところ、勾留の理由が認められるためには、
16	被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるうえに、60条
17	1項各号の事由に該当することが必要である。
18	逮捕で論じた嫌疑の相当性は、勾留の際の嫌疑の相当性としても十分に
19	あり、前述の理由から、逃亡のおそれ(60条1項3号)や、罪証隠滅の
20	おそれ(同項2号)も認められるため、勾留の理由もある。さらに、被疑
21	者は無職で扶養すべきものもないため、勾留による不利益が勾留理由に
22	鑑みた必要性よりも小さいため、勾留の必要性もある。そこで、勾留の要
23	件を満たすといえる。

1 (4) 勾留延長の要件となる「やむを得ない事由」とは、事件の複雑性、証拠
2 収集の困難性などから、勾留期間を延長して更に捜査をするのでなければ
3 起訴・不起訴の決定をすることが困難な場合をいう。

4 本問において、初回勾留期限の3月10日の段階では、業務上横領を否
5 認している甲が主張するアリバイの裏も取れておらず、横領した金の使途
6 と思われる金の流れもYから聞けていない。これらの捜査を進めたり、被
7 疑者からも更に事情を聴取したりしなければ、業務上横領罪で甲を起訴す
8 るか否かの決定はできないため、「やむを得ない事由」があるといえ、勾
9 留延長の要件も満たす。

10 3(1) このように別件での逮捕勾留の要件を満たすとしても、前述したとおり、
11 別件での逮捕勾留が実体を失い、実質上本件の取調べのための身体拘束と
12 なったものと評価できるときには、その後の逮捕勾留は令状によらない身
13 体拘束として違法になると解する。

14 (2) 本問において、捜査官Pは、本件強盗致死事件で逮捕が難しいので何か
15 他の犯罪の嫌疑がないかと考えて、別件の業務上横領事件を見つけている
16 ため、捜査官Pらの目的は、本件強盗致死事件の取調べにあったといえる
17 (①)。これは、Pらの本来の目的ではない別件での捜査が疎かになりやす
18 いという意味で、実体を失ったと評価する方向の事実といえる。

19 また、本問の業務上横領は、本件強盗致死事件と全く別の機会に異なる
20 態様で行われたものであり、横領のせいで会社を退職することになって経
21 済的に苦しかったはずだという本件の動機を示唆する意義はあるとしても、
22 業務上横領罪を解明するという観点からは、本件強盗致死罪は関連性が薄
23 いといえる (②)。本件が別件と強い関連性を持つ事件であれば、別件の捜

1 査のために本件の捜査も必要といえるので実体を失っていないと評価しや
2 すいが、関連性が薄い本問では、実体を失ったと評価する方向の事実とい
3 える。

4 本問では、Pが甲に対し、本件強盗致死事件を取り調べる際には任意の
5 取調べとして行う旨を説明しており、甲の同意のもとに取調べをしている。
6 また、甲が拒否しているなどの事情もない。このような取調べ態様や被疑
7 者の態度は、実体を失わせない方向で評価しうる事実といえる (③)。

8 そして、④捜査全般の進行状況についてみると、本問における甲の取調
9 べは、別件と本件が入り混じっており、取調べ時間だけから別件の起訴不
10 起訴を決せられたか判断することはできない。そこで、取調べの内容やそ
11 の他の捜査内容をみると、当初、甲は別件事件当日はパチンコ店にいたと
12 供述しており、14日にパチンコ店の防犯カメラ画像を見て被疑者が来店
13 していないことが確認されるまで、起訴するか決めることはできなかった
14 といえる。その後、15日に被疑者がAから集金したことは認めたものの、
15 金額は覚えていないと供述しており、Aの供述だけで被害金額を3万円と
16 するのは心もとなく、この時点でも起訴不起訴を決めることは難しい。し
17 かし、16日に、Yが、別件事件3日後に甲から貸金10万円のうち3万
18 円の返済を受けたと供述したことから、A供述を裏付けることができ、甲
19 の自白がなくても、甲がAから集金した3万円を着服したという罪体を立
20 証するための証拠が集まったといえるため、起訴不起訴の決定をすること
21 ができるといえる。本問では、別件の業務上横領に関するYの取調べが1
22 9日に行われているものの、内容としては16日に行われた取調べと大差
23 なく、これがなくても起訴不起訴を決めることができたといえる。このよ

うな捜査全般の進行状況を見ると、16日の甲Yの取調べが終わった段階以降は、別件勾留としての実体を失ったとみることができる。

(3) 以上を総合すると、本件の取調べについて任意であることを告げてはいらぬものの、既に起訴不起訴の決定ができる状態になった17日から20日の身体拘束は、別件業務上横領罪の勾留としての実体を失い、実質上令状によらない本件の身体拘束となったものと評価でき、違法である。

したがって、下線①の逮捕、勾留及び勾留延長による身体拘束のうち16日までのものは適法であるものの、17日から20日までの身体拘束は違法である。

[設問1 小問2]

1 別件基準説

令状を審査する裁判官には、審査時に別件逮捕の意図を判断することはできないので、別件を基準に逮捕・勾留の要件を満たす限り、身体拘束は適法と考える別件基準説からは、前述のとおり逮捕・勾留の要件を満たしている以上、本問の身体拘束は適法となる。

しかし、本件の取調べのために別件で身柄拘束することの適法性について別件を基準に形式的に要件判断することは、別件逮捕勾留という概念を否定することに等しい。別件拘束を利用した本件の取調べについて、余罪取調べの限界としての限定をかけるだけでなく、そのような身体拘束の違法を宣言し、違法な身体拘束を抑制する必要性は高いことから、別件基準説を採ることはできない。

2 本件基準説

(1) 軽い別件での逮捕勾留が主として重い本件での逮捕勾留と評価できる

1 ときは、違法な別件逮捕勾留として逮捕勾留全体が違法となるとする考え
2 方が、本件基準説である。逮捕勾留が別件逮捕として違法となるかは、①
3 捜査官の主観的な意図、②別件についての身体拘束の必要性、③本件と別
4 件との関連性、④逮捕後の取調べの態様・被疑者の態度など本件に関する
5 取調べの状況などを総合考慮して判断する。

6 本問においては、①捜査官の主観的な意図は前述のとおり本件の取調べ
7 目的であり、③本件と別件との関連性も前述のとおり薄いものである。一
8 方、別件の被害者が被害届の提出を渋っていることから、②別件について
9 の身体拘束の必要性は高いとはいえないとも思われるが、前述のとおり逮
10 捕勾留の要件を満たす程度の最低限の必要性は認められる。しかし、④本
11 件に関する取調べの状況についてみると、別件の取調べ時間が20時間に
12 すぎないのに対して、本件の取調べ時間は2倍の40時間にも及ぶ。

13 本件の取調べ目的で関連性の薄い別件について身体拘束をしたうえで、
14 別件の2倍もの時間をかけて本件を取り調べている本問の身体拘束は、主
15 として本件での身体拘束と評価でき、違法な別件逮捕勾留として逮捕勾留
16 全体が違法となる。

17 (2) このように解すると、別件についての処分を決するために必要な取調べ
18 を適正に行っていたところまで、違法な身体拘束下の取調べとして証拠能
19 力が認められず、真実発見(1条)を著しく害し、妥当でない。

20 [設問2]

21 1 公判前整理手続との関係

22 事件の争点を明らかにし、証拠を整理することによって、充実した公判審
23 理を迅速に計画的に行うことができるようにするという公判前整理手続の制

1 度趣旨に照らすと、公判前整理手続を経た後の公判においては、充実した争
2 点整理や審理計画の策定がなされた趣旨を没却するような訴因変更は許され
3 ないと解される。

4 本問においては、公判前整理手続では争点とされていなかった「甲の集金
5 権限」という業務上横領の構成要件に関わる事実について、公判期日に証人
6 尋問や被告人質問を行った結果、訴因変更の必要が生じている。公判前整理
7 手続の段階では、検察官も弁護人もこのような事実を知らなかったといえる
8 ので、整理手続の趣旨を没却するような訴因変更請求とはいえない。また、
9 仮に検察官の訴因変更請求を許可しても、必要となる追加の証拠調べがなく、
10 審理計画の変更もないので、本問訴因変更請求は、公判前整理手続の趣旨を
11 没却するようなものとはいえない。

12 したがって、公判前整理手続との関係で、下線部②の訴因変更が許可でき
13 ないということはない。

14 2 訴因変更の可否

15 (1) 訴因変更は、公訴事実の同一性を害しない限度で許容される(312条
16 1項)。この趣旨は、基本的事実関係を異にする訴因が、訴因変更により新
17 たな審判対象とされることで、被告人の防御の対象が不当に広がらないよ
18 うにするところにある。

19 そこで、犯行日時、場所、犯行態様、被害対象などの事情から、新旧両
20 訴因の基本的事実関係が同一といえれば、訴因変更により被告人の防御の
21 対象が不当に広がることを防止できるため、公訴事実の同一性が肯定され
22 る。また、両訴因の事実関係に多少の差異があっても、同一の訴訟手続内
23 での紛争の一回的解決の要請から、新旧両訴因にある程度の共通性が認め

1	られ、新旧両訴因が非両立の関係にあるといえれば、基本的事実関係が同
2	一なものとして公訴事実の同一性が認められると解する。
3	(2) 本問において、新旧両訴因とも、犯行日時は平成30年11月20日、
4	犯行場所はA方、被害対象はAの3万円であり、いずれも同一といえる。
5	犯行態様も、売掛金の集金としてAから現金3万円の交付を受けるという
6	点で一致している。もっとも、本問では、旧訴因は甲に集金権限があるこ
7	とを前提にしており、新訴因は甲に集金権限がないのにあると偽っている
8	ことを前提にしている。このように、事実関係に多少の差異はあるものの、
9	前述のように同一といえる事情が多いことから新旧両訴因に共通性が認
10	められる。そして、集金権限があることと、集金権限がないのにあると偽
11	ることは、非両立の関係にあるといえるので、新旧両訴因は基本的事実関
12	係が同一なものといえ、公訴事実の同一性が認められる。
13	3 以上より、本問においては、訴因変更が可能なので、裁判所は、下線部②
14	の訴因変更請求を許可しなければならない(312条1項)。
15	以上
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

【矢島担当の主な講座の一覧 ①～⑨】
(2020年合格目標の講座)

***最新の法改正や判例に対応**

ここに掲載した講座は2020年合格目標のもので、2020年度の司法試験や予備試験で出題される改正法や判例に対応済みです。ここに掲載した講座は、毎年、テキストを改訂しており、法改正に関わらない箇所も理解しやすいように改良しています。

***合格に必要な能力を身に付けるための4つの講座**

どの講座を受講すれば良いかを迷っている方は、次の4つの講座を受講すれば合格に必要な知識や法的思考能力を修得できます。①と②が核となる講座です。③と④は短時間で実施する試験直前期の直前対策講座です。

- ① **矢島の速修インプット講座** (2019年 6月上旬～9月上旬に新規収録)
- ② **矢島の論文完成講座** (9月下旬～12月中旬に新規収録)
- ③ **矢島のスピードチェック講座** (翌年1月に新規収録)
- ④ **矢島の最新過去問&ヤマ当て講座** (翌年2月中旬～3月中旬に新規収録)

① 矢島の速修インプット講座 [108時間] (司法試験・予備試験の対策)

合格に必要な基本知識や重要判例を体系的に確実に修得して、どのような問題にも対応できる真の学力を身につけるための講座です。

注：講義のサンプル動画をインターネット上で閲覧できます。

② 矢島の論文完成講座 [92時間] (司法試験・予備試験の対策)

インプットした基本知識を、論文試験の事例処理を通じて答案の形にするのに必要な法的思考能力を修得するための講座です。矢島作成の解答例を使用します。講義では、試験考査委員に高い評価を得られる答案の作成方法を徹底的に指導します。

③ 矢島のスピードチェック講座 [43.5時間] (司法試験・予備試験の対策)

合格に必要な重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するための直前対策講座です。試験直前期になってインプットが間に合わないのではないかと心配している受験生でも、自信をもって試験に臨めるようになります。矢島の速修インプット講座の受講経験がある方にとっても試験直前期の復習に最適の講座です。

なお、本講座は、前年度は合計40時間で実施(2019年1月に実施済み)していましたが、合格をより確実なものとするのに必要な講義時間を具体的に考慮し、今期は合計43時間30分で実施(2020年1月に実施)することにしました。

④ **矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**〔7科目×3時間＝合計21時間〕

司法試験の最新の論文過去問の分析と直近の論文試験のヤマ当てをするための講座です。最新の過去問は、最近の試験考査委員が受験生に対してどのような答案を求めているかを理解するのに役立つ最良の道具となります。最新の過去問と矢島作成の解答例を用いて、本番の試験で求められている法的思考能力の「質」をしっかりと理解して、本試験で高評価を得られる答案がどのようなものかをイメージできるように、しっかりと講義していきます。

各科目3時間の講義の後半では、直近5月に実施される論文試験で出題されそうな論点や重要判例等のヤマ当て講義を実施します。

本講座は、司法試験を題材としていますが、試験考査委員が求める答案がどのようなものかを理解したり、司法試験で出題されそうな論点を学習したりすることは、将来、司法試験の受験をする予備試験の受験生にとっても有益なので、予備試験の受験生にもお勧めの講座です。

⑤ **短答試験対策のための講座「矢島の短答対策シリーズ」の一覧**

〔以下の全科目を新規収録して2019年10月7日に配信開始・通信クラスのみ〕

家族法〔4時間〕（**司法試験**・予備試験の対策）

商法総則・商行為・手形法〔3時間〕（予備試験の対策・**論文に必要**な知識も修得）

会社法〔3時間〕（予備試験の対策）

民事訴訟法〔3時間〕（予備試験の対策）

刑事訴訟法〔3時間〕（予備試験の対策）

行政法〔3時間〕（予備試験の対策）

憲法統治〔5時間〕（**司法試験**・予備試験の対策）

注：「憲法統治」だけは、LECが出版・販売している「完全整理択一六法～憲法」を用います。それ以外の講座は、矢島作成のオリジナルテキストを用います。

⑥ **改正民法対策講座〈矢島クラス〉**〔9時間〕

本講座は、改正前の民法の学習経験者が、改正前の民法と改正後の民法を誤認混同しないで、将来、円滑に改正民法の学習ができるようにするための講座です。講義では、改正前の民法と改正後の民法の違いを確認しながら、改正民法の要点を解説していきます。

この講座で民法の改正点のポイントを理解しておく、矢島の速修インプット講座、矢島の論文完成講座、矢島のスピードチェック講座などの改正法を前提とした基幹講座の講義を、混乱なく理解できるようになります。

⑦ 司法試験の**選択科目**の対策 ～**労働法**のインプット&論文対策

(1) **選択科目総整理講座【矢島の労働法】**〔24時間〕（司法試験の対策）

本講座は、まず、合格に必要な基本知識や重要判例をインプットするための講義を1コマ3時間で5コマ実施し、次に、論文過去問と矢島作成の解答例を題材に合格答案の書き方を修得するための講座を1コマ3時間で3コマ実施します。

2019年5月に新規収録をして、2020年度の試験から出題範囲に含まれる働き方改革の関連法や、民法の債権法改正に対応済みです。

この講座は、イメージでいうと、矢島の速修インプット講座と矢島の論文完成講座がセットになったようなものです。

なお、パンフレットには記載していませんが、受講後に各自が追加演習できるように、今年度の講義で扱っていない論文過去（3問）の矢島解答例を付録として添付しています。

(2) **直前対策講座 ～6時間で分かる労働法**〔6時間〕（司法試験の対策）

直近の試験で出題されそうな重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するためのインプット用の直前対策講座です。毎年3月頃に開講しています。

この講座は、イメージでいうと、矢島のスピードチェック講座のようなものです。

⑧ **矢島の法律実務基礎科目【民事・刑事】**〔18時間〕（予備試験の対策）

〔民事 1コマ3時間×3回＝9時間 ， 刑事 1コマ3時間×3回＝9時間〕

2020年5月に配信を開始の新規講座です。法律実務基礎科目の近年の試験傾向を十分に考慮した上で、合格に必要な基本重要知識のインプットや、論文答案の書き方を修得することを目的とする講座です。本講座を利用することで、5月の短答式試験が終了した後でも、短時間で法律実務基礎科目の試験対策をすることができます。

⑨ **矢島ゼミ**

答案の作成その他合格に必要な指導を講師が直接します。例年1月から4月下旬まで毎週土曜日の午後に水道橋本校で実施しています。ゼミの際は、矢島講師も受講生と机を並べて一緒に答案を作成してゼミ生の士気を高めていきます。試験直前期まで気合を入れ続けてもらいたいという受験生にお勧めの講座です。

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2019 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU19326